

第 1 号様式（第 4 条関係）

公共的団体認定申請書

年 月 日

矢吹町長

住所

団体名

申請者

代表者の氏名

印

電話番号

矢吹町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則
第 4 条第 2 項の規定により、公共的団体の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 申請者の資本金、基本金その他これらに準ずるものの出資総額及び出資者のうち地方
公共団体別の出資金額

(1) 出資総額 千円 (年 月 日現在)

(2) 地方公共団体別出資金額

地 方 公 共 団 体 名	出 資 金 額
	千円
	千円
	千円
合 計	千円

- 2 土砂等の埋立て等に係る事業の実績

- 3 添付書類

- (1) 定款又は寄附行為
(2) 登記事項証明書
(3) 事業報告書、損益計算書及び貸借対照表

第2号様式（第6条関係）

（表）

特定事業区域内土地使用同意書

特定事業許可申請者（ ）の施工に係る土砂等の埋立て等の事業については、異議がないので、次の土地の使用について同意します。

所在地及び地番	地 目	地積（公簿）（㎡）	摘 要

また、同意の前提として、次の事項について、特定事業許可申請者から、 年 月 日に説明を受け、その内容を確認しました。

1 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに施工を管理する事務所の所在地）
2 特定事業区域及び特定事業に供する施設（特定事業場）の位置及び面積
3 特定事業に供する施設の設置計画
4 特定事業の施工を管理する者（現場管理責任者）の氏名
5 特定事業に使用される土砂等の量
6 特定事業の期間
7 特定事業が完了した場合の特定事業区域の構造及び具体的な土地利用計画
8 特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画
9 特定事業区域から特定事業区域以外の地域へ排出される水の汚染状態を測定するために必要な措置
10 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置
11 土地所有者の義務に関する事項（裏面記載のとおり）

ここに同意したことを証するため、署名押印します。

年 月 日

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

土地所有者 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）印

電話番号

（注）同意者が法人の場合、署名押印に代えて記名押印を行うことができる。

(裏)

矢吹町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例

(抜粋)

(特定事業に係る土地所有者の義務)

第32条 第10条(第16条第1項及び第25条第1項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る特定事業による土壌の汚染及び災害の発生を防止するため、当該特定事業が行われている間、規則で定めるところにより、定期的に、当該特定事業の施工の状況を把握しなければならない。

2 第10条の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る特定事業により土壌が汚染され、若しくは災害が発生し、又はこれらのおそれがあることを知ったときは、直ちに、当該特定事業を行う者に対し、当該特定事業の中止、原状回復その他の必要な措置を求めるとともに、その旨を町長に通報しなければならない。

矢吹町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則

(抜粋)

(土地所有者による特定事業の施工状況の把握)

第26条 条例第32条第1項の規定による特定事業の施工の状況の把握は、当該施工に係る特定事業場において、毎月1回以上、当該特定事業場において土壌の汚染又は災害の発生がないかどうか及びこれらのおそれがないかどうか自ら確認することにより行われなければならない。ただし、当該特定事業場において、自ら確認することが困難な事情がある場合は、他の者に確認させることにより行うことができる。

第3号様式（第6条関係）

（表）

特定事業区域隣接地権者同意書

特定事業許可申請者（ ）の施工に係る土砂等の埋立て等の事業については、異議がないので、次の土地に隣接した土地における事業について同意します。

所在地及び地番	地目又は用途	地積（公簿）（㎡）	摘 要

また、同意の前提として、次の事項について、特定事業許可申請者から、 年 月 日に説明を受け、その内容を確認しました。

1	申請者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに施工を管理する事務所の所在地）
2	特定事業区域及び特定事業に供する施設（特定事業場）の位置及び面積
3	特定事業に供する施設の設置計画
4	特定事業の施工を管理する者（現場管理責任者）の氏名
5	特定事業に使用される土砂等の量
6	特定事業の期間
7	特定事業が完了した場合の特定事業区域の構造及び具体的な土地利用計画
8	特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画
9	特定事業区域から特定事業区域以外の地域へ排出される水の汚染状態を測定するために必要な措置
10	特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置
11	土地所有者の義務に関する事項（裏面記載のとおり）

ここに同意したことを証するため、署名押印します。

年 月 日

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

土地所有者 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）印
電話番号

（注）同意者が法人の場合、署名押印に代えて記名押印を行うことができる。

(裏)

矢吹町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例

(抜粋)

(特定事業に係る土地所有者の義務)

第32条 第10条(第16条第1項及び第25条第1項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る特定事業による土壌の汚染及び災害の発生を防止するため、当該特定事業が行われている間、規則で定めるところにより、定期的に、当該特定事業の施工の状況を把握しなければならない。

2 第10条の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る特定事業により土壌が汚染され、若しくは災害が発生し、又はこれらのおそれがあることを知ったときは、直ちに、当該特定事業を行う者に対し、当該特定事業の中止、原状回復その他の必要な措置を求めるとともに、その旨を町長に通報しなければならない。

矢吹町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則

(抜粋)

(土地所有者による特定事業の施工状況の把握)

第26条 条例第32条第1項の規定による特定事業の施工の状況の把握は、当該施工に係る特定事業場において、毎月1回以上、当該特定事業場において土壌の汚染又は災害の発生がないかどうか及びこれらのおそれがないかどうか自ら確認することにより行われなければならない。ただし、当該特定事業場において、自ら確認することが困難な事情がある場合は、他の者に確認させることにより行うことができる。

第4号様式（第6条関係）

（表）

特定事業（一時たい積事業）区域内土地使用同意書

特定事業許可申請者（ ）の施工に係る土砂等の一時たい積の事業については、異議がないので、次の土地の使用について同意します。

所在地及び地番	地 目	地積（公簿）（㎡）	摘 要

また、同意の前提として、次の事項について、特定事業（一時たい積事業）許可申請者から、
年 月 日に説明を受け、その内容を確認しました。

1	申請者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに施工を管理する事務所の所在地）
2	特定事業区域及び特定事業に供する施設（特定事業場）の位置及び面積
3	特定事業に供する施設の設置計画
4	特定事業の施工を管理する者（現場管理責任者）の氏名
5	特定事業の期間
6	特定事業区域から特定事業区域以外の地域へ排出される水の汚染状態を測定するために必要な措置
7	年間の特定事業に使用される土砂等の搬入及び搬出の予定量
8	特定事業に供する施設及び土砂等のたい積の構造
9	特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置
10	土地所有者の義務に関する事項（裏面記載のとおり）

ここに同意したことを証するため、署名押印します。

年 月 日

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

土地所有者 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）印

電話番号

（注）同意者が法人の場合、署名押印に代えて記名押印を行うことができる。

(裏)

矢吹町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例

(抜粋)

(特定事業に係る土地所有者の義務)

第32条 第10条(第16条第1項及び第25条第1項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る特定事業による土壌の汚染及び災害の発生を防止するため、当該特定事業が行われている間、規則で定めるところにより、定期的に、当該特定事業の施工の状況を把握しなければならない。

2 第10条の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る特定事業により土壌が汚染され、若しくは災害が発生し、又はこれらのおそれがあることを知ったときは、直ちに、当該特定事業を行う者に対し、当該特定事業の中止、原状回復その他の必要な措置を求めるとともに、その旨を町長に通報しなければならない。

矢吹町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則

(抜粋)

(土地所有者による特定事業の施工状況の把握)

第26条 条例第32条第1項の規定による特定事業の施工の状況の把握は、当該施工に係る特定事業場において、毎月1回以上、当該特定事業場において土壌の汚染又は災害の発生がないかどうか及びこれらのおそれがないかどうか自ら確認することにより行われなければならない。ただし、当該特定事業場において、自ら確認することが困難な事情がある場合は、他の者に確認させることにより行うことができる。

第5号様式（第6条関係）

（表）

特定事業（一時たい積事業）区域隣接地権者同意書

特定事業（一時たい積事業）許可申請者（ ）の施工に係る土砂等の一時たい積の事業については、異議がないので、次の土地に隣接した土地における事業について同意します。

所在地及び地番	地目又は用途	地積（公簿）（㎡）	摘 要

また、同意の前提として、次の事項について、特定事業（一時たい積事業）許可申請者から、
年 月 日に説明を受け、その内容を確認しました。

1	申請者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに施工を管理する事務所の所在地）
2	特定事業区域及び特定事業に供する施設（特定事業場）の位置及び面積
3	特定事業に供する施設の設置計画
4	特定事業の施工を管理する者（現場管理責任者）の氏名
5	特定事業の期間
6	特定事業区域から特定事業区域以外の地域へ排出される水の汚染状態を測定するために必要な措置
7	年間の特定事業に使用される土砂等の搬入及び搬出の予定量
8	特定事業に供する施設及び土砂等のたい積の構造
9	特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置
10	土地所有者の義務に関する事項（裏面記載のとおり）

ここに同意したことを証するため、署名押印します。

年 月 日

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

土地所有者 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）印

電話番号

（注）同意者が法人の場合、署名押印に代えて記名押印を行うことができる。

(裏)

矢吹町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例

(抜粋)

(特定事業に係る土地所有者の義務)

第32条 第10条(第16条第1項及び第25条第1項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る特定事業による土壌の汚染及び災害の発生を防止するため、当該特定事業が行われている間、規則で定めるところにより、定期的に、当該特定事業の施工の状況を把握しなければならない。

2 第10条の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る特定事業により土壌が汚染され、若しくは災害が発生し、又はこれらのおそれがあることを知ったときは、直ちに、当該特定事業を行う者に対し、当該特定事業の中止、原状回復その他の必要な措置を求めるとともに、その旨を町長に通報しなければならない。

矢吹町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則

(抜粋)

(土地所有者による特定事業の施工状況の把握)

第26条 条例第32条第1項の規定による特定事業の施工の状況の把握は、当該施工に係る特定事業場において、毎月1回以上、当該特定事業場において土壌の汚染又は災害の発生がないかどうか及びこれらのおそれがないかどうか自ら確認することにより行われなければならない。ただし、当該特定事業場において、自ら確認することが困難な事情がある場合は、他の者に確認させることにより行うことができる。

第6号様式（第7条関係）

説明会開催報告書

年 月 日

矢吹町長

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

報告者 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）印

電話番号

矢吹町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例第11条の規定により開催した説明会による周知の内容及びその結果は、次のとおりです。

特 定 事 業 場 の 位 置	
開 催 日 時	年 月 日 時
開 催 場 所	
説明会の開催についての 周知の範囲とその方法	
説 明 者 の 氏 名	
周辺住民等の出席者数 （別紙出席者名簿添付）	名
概 要	
周辺住民等の要望及び意見 （ 協 議 内 容 等 ）	
上記の要望及び意見に対す る 回 答 の 内 容 （ 協 議 結 果 等 ）	
特 記 事 項	

第7号様式（第7条関係）

周知結果報告書

年 月 日

矢吹町長

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

報告者 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）印

電話番号

矢吹町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例第11条第1項ただし書の規定による住民等への周知の内容及びその結果は、次のとおりです。

特 定 事 業 場 の 位 置	
周 知 内 容	
周 知 を 行 っ た 地 域	
掲 示 場 所	
掲 示 期 間	年 月 日 から 年 月 日まで
周辺住民等の要望及び意見	
上記の要望及び意見に対する回答の内容	
特 記 事 項	

第 8 号様式（第 8 条関係）

（表）

特定事業許可申請書

年 月 日

矢吹町長

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

申請者 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 印

電話番号

矢吹町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例第 12 条第 1 項の規定により、特定事業の許可を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

特定事業場の位置及び面積	地番	特定事業場の面積 （実測） うち特定事業区域の面積 （実測） m ² m ²
特定事業に供する施設の設置計画	別添のとおり	
特定事業の施工を管理する事務所の所在地	（電話番号）	
現場管理責任者の氏名		
特定事業に使用される土砂等の量	土砂等の量 m ³	
特定事業の期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
特定事業が完了した場合の特定事業区域の構造……別添図面のとおり		
特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画……別紙のとおり		
特定事業区域から特定事業区域以外の地域へ排出される水の汚染状態を測定するために必要な措置……別添図面のとおり		
特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置……別添図面のとおり		

(裏)

添 付 書 類	1 申請者の住民票の写し（法人にあっては、登記事項証明書） 2 特定事業場の位置図及び付近の見取図 3 特定事業場の平面図及び断面図（特定事業の施工の前後の構造が確認できるものに限る。） 4 特定事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し 5 特定事業区域内土地使用同意書及び特定事業区域隣接地権者同意書 6 申請者が条例第14条第1項第1号アからケまでに該当しない者であることを誓約する書面 7 申請者が条例第14条第1項第1号カに規定する未成年者又は規則第10条第9号に規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名、生年月日、本籍地及び住所（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称及び住所並びにその代表者及び役員の氏名、生年月日、本籍地及び住所。）を記載した書面 8 申請者が法人である場合には、条例第14条第1項第1号キに規定する役員又は規則第10条第10号に規定する役員の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面 9 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面 10 申請者に規則第9条又は規則第10条第7号に規定する使用人がある場合には、その者の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面 11 特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書 12 土質試験等に基づく土砂等の埋立て等の構造の安定計算を行った場合にあっては、当該安定計算を記載した書面 13 擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の断面図及び背面図 14 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書 15 特定事業場の周辺地域の生活環境の保全のために必要な措置を記載した書面 16 説明会開催報告書及び参加者名簿並びに当該説明会の議事録（条例第11条第1項ただし書に規定する場合に該当する場合にあっては、周知結果報告書） 17 特定事業が法令等に基づく許認可等を要する行為に該当する場合にあっては、当該行為に該当することを証する書面 18 その他町長が必要と認める書類

(別紙)

特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画

[illegible]

備考 搬入土砂等の区分の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令表第1の区分を記載すること。

第9号様式（第8条関係）

（表） 誓 約 書

申請者が、矢吹町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する
条例第14条第1項第1号アからケに該当しない者であることを誓約する書面

矢吹町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（以下「条例」という。）
第14条第1項第1号に規定する欠格要件

- ア この条例の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
- イ 第27条第1項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る矢吹町行政手続条例（平成8年矢吹町条例第17号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。）であった者で当該取消しの日から3年を経過しないものを含む。）。ただし、申請予定者が第27条第1項第2号又は第7号に該当することにより当該許可を取り消された者である場合は、この限りでない。
- ウ 第27条第1項の規定により特定事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- エ 第28条の規定による必要な措置を完了していない者
- オ 特定事業の施工に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- カ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）がアからオまでのいずれかに該当するもの
- キ 法人でその役員又は規則で定める使用人（注1）のうちにアからオまでのいずれかに該当する者のあるもの
- ク 個人で規則で定める使用人（注1）のうちにアからオまでのいずれかに該当する者のあるもの
- ケ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第5項第2号イからへまでに掲げる者のうち規則で定めるもの（注2）

矢吹町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（以下「規則」という。）

（注1）第9条 条例第14条第1項第1号キ及びクの規則で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

- （1） 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
- （2） 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で土砂等の埋立て等に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの。

（注2）第10条 条例第14条第1項第1号ケの規則で定めるものは、次に掲げる者とする。

- （1） 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- （2） 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
- （3） 法、浄化槽法（昭和58年法律第43号）、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、騒音規制法（昭和43年法律第98号）、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、悪臭防止法（昭和46年法律第91号）、振動規制法（昭和51年法律第64号）、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年法律第108号）、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）若しくはこれらの法律に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者

- (4) 法第7条の4第1項(同項第4号に係る部分を除く。)若しくは第2項若しくは法第14条の3の2第1項(同項第4号にかかる部分を除く。)若しくは第2項(これらの規定を法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合(法第7条の4第1項第3号又は法第14条の3の2第1項第3号(法第14条の6において準用する場合を含む。)に該当することにより許可が取り消された場合を除く。))において、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この条において同じ。)であった者で当該取消しの日から3年を経過しないものを含む。)
- (5) 法第7条の4若しくは法第14条の3の2(法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に法第7条の2第3項(法第14条の2第3項及び法第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由のある者を除く。)で、当該届出の日から3年を経過しないもの
- (6) 前号に規定する期間内に法第7条の2第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、前号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは使用人(申請者の使用人で、本店又は支店(商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所)の代表者その他これに準ずる者で町長が別に定める使用人。以下同じ。)であった者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の使用人であった者で、当該届出の日から3年を経過しないもの
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から3年を経過しない者(以下この条において「暴力団員等」という。)
- (8) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)が前各号までのいずれかに該当するもの
- (9) 法人でその役員又は使用人のうちに第1号から第8号までのいずれかに該当する者のあるもの
- (10) 個人で使用人のうちに第1号から第8号までのいずれかに該当する者のあるもの
- (11) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

申請者は、上記矢吹町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第14条第1項第1号アからケに該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

申請者

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)印

第10号様式 (第8条関係)

(表)

申請者（個人である場合）			
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 住	籍 所

申請者（法人である場合）	
(ふりがな) 名 称	住 所

法定代理人（申請者が未成年者である場合）			
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 住	籍 所

申請者が法人である場合当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）

(ふりがな) 氏 名	生年月日 役職名・呼称	本 住	籍 所

(裏)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の 総 数	株		出資の額	
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の 数又は出資の額	本 籍	
		割 合	住	所

規則第9条に規定する使用人又は第10条第1項第7号に規定する矢吹町長が別に定める使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍
	役職名・呼称	住 所

備 考

- 1 該当する者すべて記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

第 1 1 号様式（第 8 条関係）

【特定事業場の周辺地域の生活環境の保全のために必要な措置】

項 目	管 理 計 画
1 粉じんの飛散及び雨水等の流出の防止措置	
2 騒音及び振動の防止措置	
3 交通安全等措置	
4 そ の 他	

備 考

- 1 粉じんの飛散及び雨水等の流出の防止措置の欄については、土砂等の埋立て等によって生ずる粉じんの周辺への飛散を防止する措置、特定事業場における雨水等の排水に関する措置等を記載すること。
- 2 騒音及び振動の防止措置の欄については、土砂等の埋立て等によって生ずる騒音及び振動に対する措置、搬入車両等の騒音及び振動に対する措置を記載すること。
- 3 交通安全等措置の欄については、搬入車両の通行時における交通の安全を図る措置、搬入路の損壊を防止する措置等を記載すること。

第 1 2 号様式（第 8 条関係）

（表）

特定事業（一時たい積事業）許可申請書

年 月 日

矢吹町長

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

申請者 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）印

電話番号

矢吹町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第 1 2 条第 2 項の規定により、特定事業の許可を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

特定事業場の位置及び面積	地番	特定事業場の面積 (実測) m^2 うち特定事業区域の面積 (実測) m^2
特定事業に供する施設の設置計画	別添のとおり	
特定事業の施工を管理する事務所の所在地	(電話番号)	
現場管理責任者の氏名		
年間の特 定 事 業 に 使 用 さ れ る 土砂等の搬入予定量及び搬出 予定量	年間の搬入予定量 m^3 1 日平均 m^3 年間の搬出予定量 m^3 1 日平均 m^3	
特 定 事 業 の 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日	
特定事業に供する施設及び土砂等のたい積の構造……別添図面のとおり		
特定事業区域から特定事業区域以外の地域へ排出される水の汚染状態を測定するために必要な措置……別添図面のとおり		

(裏)

添 付 書 類	1 申請者の住民票の写し（法人にあっては、登記事項証明書） 2 特定事業場の位置図及び付近の見取図 3 特定事業場の平面図及び断面図（土砂等のたい積が最大となった場合の当該たい積の構造が確認できるものに限る。） 4 特定事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し 5 特定事業（一時たい積事業）区域内土地使用同意書及び特定事業（一時たい積事業）区域隣接地権者同意書 6 申請者が条例第14条第1項第1号アからケまでに該当しない者であることを誓約する書面 7 申請者が条例第14条第1項第1号カに規定する未成年者又は規則第10条第9号に規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名、生年月日、本籍地及び住所（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称及び住所並びにその代表者及び役員の氏名、生年月日、本籍地及び住所。）を記載した書面 8 申請者が法人である場合には、条例第14条第1項第1号キに規定する役員又は規則第10条第10号に規定する役員の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面 9 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面 10 申請者に規則第9条又は規則第10条第7号に規定する使用人がある場合には、その者の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面 11 特定事業場の周辺地域の生活環境の保全のために必要な措置を記載した書面 12 説明会開催報告書及び参加者名簿並びに当該説明会の議事録（条例第11条第1項ただし書に規定する場合に該当する場合にあっては、周知結果報告書） 13 特定事業が法令等に基づく許認可等を要する行為に該当する場合にあっては、当該行為に該当することを証する書面 14 その他町長が必要と認める書類

第 1 3 号様式（第 1 3 条関係）

（表）

特定事業変更許可申請書

年 月 日

矢吹町長

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

申請者 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）印

電話番号

年 月 日付け矢吹町指令 第 号で許可を受けた事項について変更したので、矢吹町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第 1 6 条第 2 項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

変更した事項 の内容	変 更 後	変 更 前
変 更 の 理 由		

(裏)

添 付 書 類	次に掲げる書類のうち添付してある書類について、○印を付すること。 1 申請者の住民票の写し（法人にあっては、登記事項証明書） 2 特定事業場の位置図及び付近の見取図 3 特定事業場の平面図及び断面図（特定事業の施工の前後の構造が確認できるものに限る。一時たい積事業にあっては、土砂等のたい積が最大となった場合の構造が確認できるものに限る。） 4 特定事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し 5 特定事業区域内土地使用同意書及び特定事業区域隣接地権者同意書（一時たい積事業の場合にあっては、特定事業（一時たい積特定事業）区域内土地使用同意書及び一時たい積特定事業）区域隣接地権者同意書） 6 特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書 7 土質試験等に基づく土砂等の埋立て等の構造の安定計算を行った場合にあっては、当該安定計算を記載した書面 8 擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の断面図及び背面図 9 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書 10 特定事業場の周辺地域の生活環境の保全のために必要な措置を記載した書面 11 説明会開催報告書及び参加者名簿並びに当該説明会の議事録（条例第11条第1項ただし書に規定する場合に該当する場合にあっては、周知結果報告書） 12 特定事業が法令等に基づく許認可等を要する行為に該当する場合にあっては、当該行為に該当することを証する書面 13 その他町長が必要と認める書類

第 1 4 号様式（第 1 3 条関係）

特定事業変更届

年 月 日

矢吹町長

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

届出者 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 印

電話番号

年 月 日付け矢吹町指令 第 号で許可を受けた事項について変更したので、矢吹町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第 1 6 条第 4 項の規定により、次のとおり届け出ます。

変 更 事 項	
変 更 後	
変 更 前	
変 更 年 月 日	

備考

- 1 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、特定事業に使用される土砂等の量（土砂等のたい積の構造の変更を伴わないものに限る。）、採取場所若しくは搬入計画又は現場管理責任者の変更の場合に提出すること。
- 2 氏名又は住所の変更の場合にあつては住民票の写し又は戸籍抄本を、法人の名称、代表者又は主たる事務所の所在地の変更の場合にあつては登記事項証明書を添付すること。

第15号様式（第14条関係）

土砂等搬入届

年 月 日

矢吹町長

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

届出者 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 印

電話番号

年 月 日付け矢吹町指令 第 号で許可を受けた特定事業について土砂等を搬入したいので、矢吹町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第17条の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

- 1 土砂等の採取場所
- 2 地質検査の試料を採取した地点を明らかにした土砂等の採取場所の位置図及び土砂等の採取場所の現場写真………別添のとおり
- 3 土砂等の採取場所の工事名等
- 4 地質検査の試料の採取状況………別添のとおり
- 5 地質検査の結果………別添のとおり
- 6 土砂等の安全基準適合性の有無
- 7 土砂等の搬入予定量 m^3
(うち今回の搬入量) m^3
- 8 土砂等の搬入期間 年 月 日 ～ 年 月 日
- 9 土砂等の運搬事業者名

第16号様式（第14条関係）

土砂等発生元証明書

年 月 日

様

住 所

事業者名

発生元事業者

代表者又は現場責任者

印

電話番号

次の工事現場から発生する土砂等について、次のとおり処分することといたしました。

なお、これらの土砂等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物ではありません。

工 事 等 名	
工 事 等 施 工 場 所	
発 注 者	
工 事 等 施 工 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
当該工事等に係る土砂等発生量	m ³ （うち処分契約量 m ³ ）
今回の証明に係る土砂等の量	m ³ （5,000 m ³ 以内）
発生土砂等の計量証明書の有無	
発 生 土 砂 等 の 区 分	
発 生 土 砂 等 運 搬 契 約 者	住所 （法人にあつては、主たる事務所の所在地） 氏名 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
発 生 土 砂 等 最 終 処 分 事 業 者	住所 （法人にあつては、主たる事務所の所在地） 氏名 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

備考 発生土砂等の区分の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令別表第1に規定する区分を記載すること。

第 1 7 号様式（第 1 4 条関係）

検査試料採取調書

年 月 日

住 所

所 属

採取者

職 氏名

印

電話番号

別添計量証明書（地質・水質）の検査試料を次のとおり採取しました。

検 体 区 分	
報 告 区 分	地質（搬入・定期・廃止・完了） 水質（定期・廃止・完了）
採 取 年 月 日	年 月 日
採取日の天候	
地質分析の場合 の 採 取 深 度	

備考 検体区分の欄には、この調書に係る計量証明書に記載された発行番号等を記載すること。

第18号様式（第15条関係）

土 砂 等 管 理 台 帳 （ 年 月分）

特 定 事 業 許 可 事 業 者 名 (法人にあっては、名称及び代表者氏名)	特定事業の許可の番号 (特 定 事 業 の 期 間)	特定事業場の位置 (特定事業区域の面積)	特定事業に使用 される土砂等の量 (m^3)	現場責任者氏名
	矢吹町指令 第 号 (年 月 日～ 年 月 日)	(m^2)		

土砂等の採取場所（一時的積場）	土砂等の採取場所の事業者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者氏名)	土砂等の採取場所に係る工事等の内訳	土砂等の採取場所に係る工事等の責任者の氏名

日 付	運搬手段	土砂等の1日当たりの搬入量 (m^3)	備 考
前月までの 累 計			
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			
31			
計			
累 計			

備考

- この土砂等管理台帳は、採取場所ごとに作成し、土砂等の搬入過程を1日ごとに記入すること。
- 備考の欄には、土砂等搬入届年月日を記入すること。
- 運搬手段の欄には、陸上輸送の場合は「1」、その他の場合は「2（備考欄に具体的な運搬手段を記載すること。）」を記入すること。
- 各欄に記入しきれない場合は、この様式に準じて別紙に記入し、添付すること。

第19号様式（第15条関係）

土 砂 等 管 理 台 帳（一時たい積事業用）（ 年 月 分）

特定事業許可事業者名 (法人にあつては、名称及び代表者氏名)	特定事業の許可の番号 (特定事業の期間)	特定事業場の位置 (特定事業区域の面積)	年間の特定事業に 使用される土砂等 の搬入・搬出量 (m ³)	現場責任者氏名
	矢吹町指令 第 号 (年 月 日～ 年 月 日)	(m ²)	搬入 搬出	

土砂等の採取場所 (一時たい積場)	土砂等の採取場所の事業者の氏名 (法人にあつては、名称及び代表 者氏名)	土砂等の採取場所に係る工事等の内訳	土砂等の採取場所に係る工事等 の責任者の氏名

日 付	搬入に係る 運搬手段等		特定事業場等への搬出				備 考
	運搬手段	搬入量 (m ³)	搬出先	搬出先	搬出先	計	
前月までの累計	一						
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
計							
累 計							

備考

- この土砂等管理台帳は、採取場所ごとに作成し、土砂等の搬入・搬出過程を1日ごとに記入すること。
- 備考の欄には、土砂等搬入届年月日を記入すること。
- 運搬手段の欄には、陸上輸送の場合は「1」、その他の場合は「2（備考欄に具体的な運搬手段を記載すること。）」を記入すること。
- 各欄に記入しきれない場合は、この様式に準じて別紙に記入し、添付すること。

第20号様式（第15条関係）

特定事業状況報告書

年 月 日

矢吹町長

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

報告者 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）印

電話番号

矢吹町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第18条第2項の規定により、特定事業の状況を次のとおり報告します。

特 定 事 業 の 許 可	年 月 日 矢吹町指令 第 号				
特 定 事 業 区 域 の 面 積	㎡（うち実施済面積 ㎡）				
特定事業に使用される土砂等の量	㎥（うち実施済量 ㎥）				
今 回 の 報 告 に 係 る 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日				
採 取 場 所 ・ 工 事 名 等	搬入予定量 ㎥	前回累計量 ㎥	今回報告量 ㎥	累 計 量 ㎥	備 考
合 計					

第 2 1 号様式（第 1 5 条関係）

特定事業（一時たい積事業）状況報告書

年 月 日

矢吹町長

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

報告者 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）印

電話番号

矢吹町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第 1 8 条第 2 項の規定により、特定事業の状況を次のとおり報告します。

特 定 事 業 の 許 可	年 月 日 矢吹町指令 第 号				
採 取 場 所 ・ 工 事 名 等	前回までの 処分残量 ³ m	月 日～ 月 日		たい積場所 区分の有無	備 考
		搬入量 ³ m	搬出量 ³ m		
合 計					

第 2 2 号様式（第 1 8 条関係）

特定事業水質検査等報告書

年 月 日

矢吹町長

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

報告者 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 印

電話番号

矢吹町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第 1 9 条
第 3 項の規定により、水質等の検査結果を次のとおり報告します。

特 定 事 業 の 許 可	年 月 日 矢吹町指令 第 号
排水及び土砂等の採取場所・・・・別添図面及び現場写真のとおり	
水質に係る計量証明書・・・・別添のとおり	
地質に係る計量証明書・・・・別添のとおり	

備考 不要な部分を線で消すこと。

第23号様式（第19条関係）

120cm以上		
90 cm 以 上	土砂等の埋立て等に関する標識	
	特 定 事 業 の 許 可	年 月 日 矢吹町指令 第 号
	特 定 事 業 の 目 的	
	特 定 事 業 場 の 所 在 地	
	特定事業を行う者の住所 氏 名 及 び 電 話 番 号	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
		氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
		電話番号
	特定事業の施工を管理する 事務所の所在地及び電話番号	所 在 地
		電話番号
	特 定 事 業 の 期 間	年 月 日～ 年 月 日
特 定 事 業 区 域 の 面 積	m ² 特 定 事 業 場 の 見 取 図	
特定事業に使用される土砂等 の採取場所及び搬入予定量 （一時的な積事業にあつては、土 砂等の年間の搬入予定量及び 搬出予定量）		
現 場 管 理 責 任 者 の 氏 名		
地表から50cm以上		

第 2 4 号様式（第 2 1 条関係）

特定事業完了届

年 月 日

矢吹町長

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

届出者 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 印

電話番号

特定事業が完了したので、矢吹町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第 2 3 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

特 定 事 業 の 許 可	年 月 日 矢吹町指令 第 号
特 定 事 業 の 期 間 等	計画期間 年 月 日～ 年 月 日
	完了期日 年 月 日
完了した特定事業区域の構造……別添のとおり	

第 2 5 号様式（第 2 2 条関係）

特定事業廃止（休止）届

年 月 日

矢吹町長

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

届出者 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）印

電話番号

特定事業を廃止した（2月以上休止する）ので、矢吹町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第24条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

特 定 事 業 の 許 可	年 月 日 矢吹町指令 第 号
特 定 事 業 の 期 間 等	計画期間 年 月 日 ～ 年 月 日 廃止期日 年 月 日 (休止期間 年 月 日 ～ 年 月 日)
特定事業を廃止した場合は、特定事業区域の構造……別添図面のとおりに	
特定事業を2月以上休止する場合は、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置……別添図面のとおりに	
一時たい積事業の特定事業区域の面積のうち土砂等がたい積されている面積 (m ²)	

備考 不要な部分は線で消すこと。

第 2 6 号様式（第 2 3 条関係）

（表）

特定事業譲受許可申請書

年 月 日

矢吹町長

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

申請者 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）印

電話番号

矢吹町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第 2 5 条第 2 項の規定により、特定事業の譲受けに係る許可を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

特定事業の許可及び 特定事業場の位置	年 月 日 矢吹町指令 第 号 事業の期間： 年 月 日～ 年 月 日 位置：
譲受けの相手方の氏名 及び住所	住所 氏名
現場管理責任者の氏名	
譲 受 け の 理 由	
譲受け及び譲渡しの意志が確認できる書面・・・・・・別添のとおり	

(裏)

添 付 書 類	1 申請者の住民票の写し（法人にあっては、登記事項証明書） 2 特定事業場の位置図及び付近の見取図 3 特定事業区域内土地使用同意書（一時たい積事業の場合にあっては、特定事業（一時たい積事業）区域内土地使用同意書） 4 申請者が条例第14条第1項第1号アからケまでに該当しない者であることを誓約する書面 5 申請者が条例第14条第1項第1号カに規定する未成年者又は規則第10条第9号に規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名、生年月日、本籍地及び住所（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称及び住所並びにその代表者及び役員の氏名、生年月日、本籍地及び住所。）を記載した書面 6 申請者が法人である場合には、条例第14条第1項第1号キに規定する役員又は規則第10条第10号に規定する役員の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面 7 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面 8 申請者に規則第9条又は規則第10条第7号に規定する使用人がある場合には、その者の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面 9 その他町長が必要と認める書類

第 2 7 号様式（第 2 4 条関係）

特定事業相続届

年 月 日

矢吹町長

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

届出者 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）印

電話番号

矢吹町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第 9 条の許可を受けた者の地位を相続により承継したので、同条例第 2 6 条第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

特定事業の許可及び特定事業場の位置	年 月 日 矢吹町指令 第 号 事業の期間： 年 月 日～ 年 月 日 位置：
相続前の事業者	住所 氏名
相続 年 月 日	年 月 日
現場管理責任者の氏名	
相続の事実を証する書面・・・・・・別添のとおり	

(表)

9cm

写 真

身 分 証 明 書

所 属
職 名
氏 名

第 号

(年 月 日生)

上記の者は、矢吹町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第33条第1項の規定により立入検査を行う者であることを証明する。

年 月 日

矢吹町長

印

6 cm

矢吹町土砂等の埋立て等による土壌の汚染
及び災害の発生の防止に関する条例（抜粋）

（立入検査）

第33条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、土壌等の埋立て等を行う者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に土砂等の埋立て等を行う者の事務所、事業場その他その土砂等の埋立て等を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。